

社会福祉法人苅田事業協会

役員等の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人苅田事業協会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等について定める。

（定義）

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて「役員等」という。

（報酬の額の算定方法）

第3条 評議員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

2 理事に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

3 監事に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

4 同日に開催された評議員会及び理事会のいずれにも出席した役員等に対する報酬の額の算定は、いずれか一の出席に係る額に限るものとする。

（旅費等）

第4条 役員等が法人または施設の業務のために理事長の指示を受けて出張したときは、旅費（宿泊費を含む。以下同じ。）を支給することができる。

2 旅費は当該役員等の帰任後に、当該役員等による証憑書類を付した請求に基づく実費で支払う。

3 第2項の定めにかかわらず、理事長が必要と認めるときは、必要に応じて事前に概算額を支払い、当該役員等の帰任後に精算することができる。

（費用弁償）

第5条 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要するときは、当該費用を支給する。

（適用除外）

第6条 施設の職員を兼務する役員には、第3条を適用しない。

（改正）

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決をもって行う。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附則

1. この規程は、平成 29 年 6 月 28 日より適用する。

別表 1

業務の内容	報酬の額
(1) 評議員会または理事会への出席	11,137 円
(2) (1) 以外の業務	評議員会において その都度別途定める

別表 2

業務の内容	報酬の額
(1) 評議員会または理事会への出席	11,137 円
(2) (1) 以外の業務	評議員会において その都度別途定める

別表 3

業務の内容	報酬の額
(1) 評議員会または理事会への出席	11,137 円
(2) 監事監査の実施	11,137 円
(3) (1) と (2) 以外の業務	評議員会において その都度別途定める